維持管理の技術上の基準

政令第７条第１号　脱水施設

|  |  |
| --- | --- |
| 維持管理の技術上の基準 | 計画 |
| 規則第12条の６第１号  受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合つた適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。 |  |
| 規則第12条の６第２号  施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。 |  |
| 規則第12条の６第３号  産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。 |  |
| 規則第12条の６第４号  施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。 |  |
| 規則第12条の６第５号  産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。 |  |
| 規則第12条の６第６号  蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。 |  |
| 規則第12条の６第７号  著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。 |  |
| 規則第12条の６第８号  施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。 |  |
| 規則第12条の６第９号  施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置(法第21条の２第１項に規定する応急の措置を含む。)の記録を作成し、三年間保存すること。 |  |
| 規則第12条の７第２項第１号  脱水機の脱水機能の低下を防止するため、定期的にろ布又は脱水機の洗浄を行うこと。 |  |
| 規則第12条の７第２項第２号  汚泥からの分離液が地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。 |  |